

出張所管内(国道45号東松島市～登米市津山町・国道108号石巻市)の国道に関する話題をお伝えします。

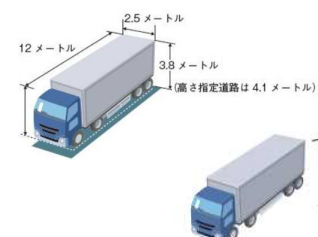
## 特殊車両の取締を行いました

10月30日(月)、国道45号(東松島市内)において、石巻警察署協力のもと特殊車両の指導取締を行いました。3台の車両通行状況の確認を行い、確認の結果違反車両はありませんでした。

**特殊車両とは？** 寸法や重量が制限値を超える車両をいいます。

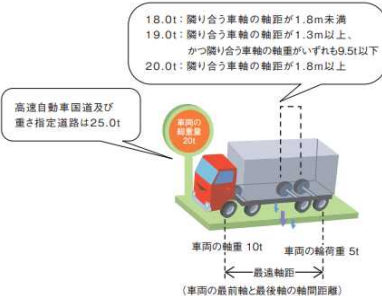
車両の諸元	一般的制限値 (最高限度)	
幅	2.5メートル	
長さ	12.0メートル	
高さ	3.8メートル	
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
		19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
		20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上
輪荷重	5.0トン	
最小回転半径	12.0メートル	

車両の幅、長さ、高さ



車両の最小回転半径

車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重



出典: 特殊車両通行ハンドブック2022

### 取締の様子



マットスケールで重量を測定



車体の長さ・幅・高さを測定

違法に重量を超過した車両は、道路や橋などの構造物に大きなダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両は、橋梁等に衝突する重大事故を引き起こす原因にもなります。そのため、国土交通省では、違法通行している大型車両の指導・取締を行い、適正な道路利用の促進し良好な道路環境の維持に努めています。

**通行許可申請と許可条件の遵守をお願いします。**